

安全協定第10条で規定する異常事象

●島根原子力発電所構内における火災の発生について

9月7日9時05分頃、島根原子力発電所2号機（沸騰水型、定格電気出力82万キロワット）原子炉建物西側（屋外、放射線管理区域外）において、安全対策工事の溶接作業を行っていたところ、コンクリート養生マット*からの出火を確認。

ただちに、協力会社作業員が消火器により、9時06分頃に消火。

9時44分頃に消防署へ通報し、その後、消防署による現地確認が行われ、10時13分頃に、火災と判断。

なお、この火災による負傷者なし。また、放射能による外部への影響はなし。

原因は、現在調査中。

※コンクリート養生マット

打設したコンクリートの水分量と温度を維持するために使用するマット

(中国電力株公表済)

《 県の対応 》

9月7日12時00分より、島根原子力発電所構内において、松江市と合同で立入調査を実施

①現場状況の確認

- ・中国電力株職員から、発見の経緯、対応状況等の説明を受け、現場の状況（コンクリート養生マットの焼損、溶接機のケーブル被覆の損傷）を確認。

②環境等への影響の有無の確認

- ・発電所の排気筒モニタ、放水路水モニタ及び敷地境界モニタリングポストの値を確認し、平常の値であり、環境へ影響がないことを確認。

③県の対応

- ・通報のあったコンクリート養生マットの状況等を確認し、原因究明と再発防止を口頭で求めた。